

第十二回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午後四時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 松平 勇雄君
瀧淵 春次君
山花 秀雄君
横尾 龍君
成瀬 福治君
楠見 義男君
竹下 豊次君
栗栖 勉夫君
三好 始君
三浦 辰雄君

委員

政府委員 行政管理局次官 城 義臣君
事務局側 常任委員会専門員 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件
○連合委員会開会の件

○委員長(河井彌八君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

連合委員会に於いてお諮りいたします。本日農林、水産委員との連合委員会を行なつたわけでありましたが、水産委員の質疑も一応お済みになつたようでありますので、水産委員との連合委員会は本日をもって打切ることになつては如何かと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさう決します。なお水産委員からの質疑がまだあるようでしたら、委員外議員として発言を許したいと思つておりますが、その点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさうに決します。次に大蔵委員会からも本日連合委員会の申入をして参つておりますが、これを受諾することといたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさう決定いたしました。只今のところ大蔵委員会からの質疑の通告は二名で、明日午前中に開会して欲しいとの希望がありますので、午前十時から内閣・大蔵・農林連合委員会を開会いたすこととします。

それから昨十四日、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案が本付託となつておりますから、明日別に内閣委員会を開会いたしまして審議に入りたいと思ひます。さう御了承願ひます。

○楠見義男君 明日の連合委員会をおきめ願つても、又出席要求大臣が来ないといふことになると思ひます。入れないといふことにもなると思ひます。その点を……

○委員長(河井彌八君) その点は一つ委員長にお任せ願ひます。

それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後四時十三分散会

十一月十四日本委員会に左の事件を付託された。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当事者の指定の解除に関する法律案

族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不公正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添附して、前條の規定による指定の解除を申請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申請書を受け取つたときは、すみやかにこれを公職資格訴願審査会に送附するものとする。

(指定の失効)
第三條 覚書該当事者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除のあつた日以後その効力を失ふ。

(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)
第四條 覚書該当事者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除のあつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(公表)
第五條 内閣総理大臣は、覚書該当事者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しななければならない。

(公職資格訴願審査会)
第六條 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に依り、その意見を答申させるため、総理府の附屬機関として公職資格訴願審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第七條 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

5 委員長は、会務を総理する。

(審査会の議事)
第八條 審査会は、委員長含み委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会への資料の提出)
第九條 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、解除の申請をした者又は関係者に対し必要な資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

2 審査会は、解除を申請した者又はその指定する代理人に審査会に出席して意見を述べる機会を與えた後でなければ、解除を不当とする議決をすることはできない。

(秘密を守る義務)
第十條 委員は、内閣総理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に関する事項を外部にもらしてはならない。

（審査会の庶務）

第十一條 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。

（雜則）

第十二條 前各條に定めるものの外、議事の手続その他の審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（罰則）

第十三條 第二條第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事実をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金

に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令第一号の一部を次のように改正する。

第四條の二、第四條の三及び第五條第三項を削る。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

公職資格訴願審査会

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律（昭和二十六年法律第 号）に基づきその権限に属せしめられた事項を行うこと。